

(案)

	対象行政	対象河川	現状と課題
中流域ブロック	西宮市(北部) 伊丹市 宝塚市	武庫川	<p>■河川下水道対策</p> <p>●河川対策（武庫川水系河川整備計画）</p> <p>①河道対策</p> <p>(1)名塩川合流点～羽東川合流点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武田尾地区では昭和58年台風10号を契機にパラペット等による緊急的な溢水対策を実施したが、平成16年台風23号ではこれを上回る洪水が発生し、再び溢水した。 ・そのため、住民が適切に避難等の判断ができるよう、水位の状況に応じて回転灯の作動やサイレンを吹鳴し危険情報を周知する洪水危険情報通報システムを設置しているが、早期に再度災害防止を図る必要がある。 <p>(2)仁川合流点～名塩川合流点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和58年台風10号を契機に下流から河川改修事業により順次河床掘削を行い、現在生瀬大橋付近までの整備が概成している。しかし、平成16年台風23号ではこの改修事業の目標流量を上回る洪水が発生したが、河道が掘り込みであるため洪水が河道内で下流し浸水被害は発生しなかった。 ・生瀬大橋上流の西宮市名塩木之元（リバーサイド住宅）等の未整備区間では、住宅の床上、床下浸水や橋梁の流失、護岸の決壊など、著しい被害が発生した。 ・未整備区間のうち家屋の多い青葉台地区では、地元住民の意向を踏まえながら、引き続き河川改修事業を進め、生瀬大橋下流と同程度の安全度を確保する必要がある。 <p>②堤防強化（武庫川水系河川整備計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水時における浸透、侵食に対する安全性と安全水準を満たさない堤防の強化対策を今後も継続して整備を進める必要がある。 <p>③洪水調節施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武庫川の洪水対策、北摂・北神地域の水道水源の確保を目的として、三田市の青野川、黒川合流点に多目的の青野ダムの建設を計画し、昭和63年に完成した。青野ダムは平成16年台風23号など既往洪水において、一定の洪水調節効果を発揮している。（武庫川水系河川整備計画） <p>●下水道対策（西宮市下水道ビジョン、2010.3）</p> <p>(1)西宮市下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西宮市では過去10年間に約880戸の浸水被害が発生しており、経済的損失や精神的被害を受けている。 <p>(2)伊丹市下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成6年の集中豪雨以来、浸水対策を積極的に取り組み、雨水貯留施設やポンプ場、幹線管きよを整備し、効果を上げてきたが、今後も引き続き、浸水被害解消に努める必要がある。 <p>(3)宝塚市下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在も浸水解消への住民要望は強く、引き続き浸水被害解消の早期実現を図る。 <p>■流域対策（武庫川水系河川整備計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで、開発に伴う防災調整池の設置、学校・公園等での貯留、森林の保全と公益的機能向上、その他の貯留・浸透の取り組みなど、様々な流出抑制対策が行われてきた。 ・市街化の進行に伴う流域の保水・貯水機能の低下、低平地への人口・資産の集積、多発する集中豪雨等により、洪水被害の危険性が増大している。 ・平成20年7月には都賀川において局地的な豪雨による急激な増水により、水難事故が発生し、平成21年5月には土木学会からも雨水を一時的に貯留する流域対策などの必要性が提言されている。 ・これまで進めてきた河川対策に加えて、貯留・浸透により雨水の流出を抑制する流域対策をより一層進める必要がある。 <p>■減災対策（武庫川水系河川整備計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、集中豪雨が多発する傾向にあることから、計画規模を上回る洪水や整備途中段階での施設能力以上の洪水、いわゆる超過洪水が発生し、河川から洪水が溢れでて沿川の住民や家屋等に被害が生じることが考えられる。 ・行政の対策には限界があり災害を完全になくすることはできないと認識し、災害による被害を最小限に抑える「減災」の考え方のもと、流域市、住民とともに日頃から十分に備えをしておくことが重要である。 ・洪水氾濫による被災の経験が無いなど、洪水に対する危険性が十分に認識されていないような地域では、洪水時に住民が適切に避難できるような環境を整えるため、平常時から住民が水害リスクを認識することが重要である。 ・超高齢社会の到来による災害時要援護者の増加などにより、地域コミュニティによる自助・共助といった地域の防災力について課題が生じている。これら近年の社会的状況の変化を踏まえ、地域の防災力の強化を図る必要がある。 ・人的被害の回避・軽減および県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避するため、河川対策や流域対策を着実に進めることとあわせて、流域市や地域と協力し、水害が発生した場合でも被害を小さくする減災対策について、より一層の充実が求められている。 <p>■河川環境の整備と保全（武庫川水系河川整備計画）</p> <p>●動植物の生活環境の保全・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武庫川では河川環境の現況を把握するために、平成15年度に「ひょうごの川・自然環境調査」を実施し、これをもとに「健康診断図」を作成している。 ・中流部の武庫川峡谷では、サツキやアオヤギバナなどの岩上植物が洪水による攪乱を受けながら生育している。 ・本支川にある数多くの横断工作物は河川改修に合わせた魚道等の設置により、武庫川峡谷より下流の本川では、魚類等の移動の連続性は確保されているが、その多くが構造的な問題から、アユ等の遡上・降下に支障をきたしている。 ・本川と支川や水路の合流点においては、大きな落差が見られる箇所もあり、メダカやドジョウなどの生物移動の阻害要因の一つとなっている。 ・河川整備に際しては、良好な動植物の生活環境の保全や、生物移動の連続性に努める必要がある。 <p>●景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武庫川の中流部では、峡谷特有の川の流れを含む貴重な自然景観が保たれ、名称を持つ淵や岩が多く存在しており、阪神間の都市住民にとって、市街地に近接した貴重なレクリエーション空間であり、身近な癒し空間ともなっている。 ・県では、平成19年3月に「景観の形成等に関する条例」を改正し、広域の地域を対象に景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための地域景観形成等基本計画（地域景観マスタープラン）を策定できることとした。 ・今後とも、景観法に基づく景観計画等を踏まえ、各主体が連携して武庫川を軸とした景観形成に努めていく必要がある。 <p>●河川利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宝塚市域では、高水敷がスポーツグラウンド等として利用されている。 ・今後とも、水辺空間に関する多様なニーズを踏まえ、自然環境および治水計画との調和を図りつつ、適正な河川利用の確保が必要である。 <p>●水質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武庫川の中流域の水質は下水道の普及等により改善し、現在は環境基準を達成している。 ・武庫川上流浄化センターでは、平成11年10月より全量高度処理を行っている。 ・武庫川下流浄化センターでは、施設の更新にあわせて高度処理化を進めている。 ・河川景観や親水性、動植物の生活環境等の向上のために、さらなる水の「質」の改善に向け、流域全体で取り組んでいく必要がある。

凡例
 黒字：兵庫県既計画（整備計画、推進計画）
 赤字：市計画
 青字：兵庫県計画（整備計画、推進計画以外）
 紫字：県・市が今後共同で取り組む計画

	対象行政	対象河川	基本的な目標に関する事項・推進に関する基本的な方針															
中流域ブロック	宝塚市 伊丹市 西宮市(北部)	武庫川	<p>〔目標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定を超える事態においても、第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより、県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目指す。 <p>〔方針〕</p> <p>■河川下水道対策</p> <p>●河川対策（武庫川水系河川整備計画）</p> <p>①河道対策</p> <p>(1)名塩川合流点～羽束川合流点</p> <ul style="list-style-type: none"> 武田尾地区においては戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量2,600m³/s（武田尾地区）を河道内で流下させ、暫定的に浸水被害の防止を図る。 当面は、近年浸水被害が生じた平成16年台風23号（武田尾地区2,400m³/s）による再度災害を防止する。 <p>(2)仁川合流点～名塩川合流点</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量2,700m³/s（生瀬地点）を河道内で流下させ、暫定的に浸水被害の防止を図る。 当面は、平成16年台風23号で浸水被害が生じた生瀬大橋上流の未整備区間のうち、家屋の多い青葉台地区について、生瀬大橋下流の整備済み区間と同水準の流量（1,900m³/s）を安全に流下させるとともに、平成16年台風23号（生瀬地点2,600m³/s）による再度災害を防止する。 <p>(3)支川</p> <ul style="list-style-type: none"> その他支川については下表に示すとおり、支川毎に定められた戦後最大出水規模を整備目標流量とし安全に流下させる。 <table border="1" data-bbox="498 716 1403 852"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>市域</th> <th>整備目標流量※ (m³/s)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大堀川</td> <td>宝塚市</td> <td>50</td> <td rowspan="2">昭和58年9月26日洪水（戦後最大）</td> </tr> <tr> <td>荒神川</td> <td>宝塚市</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>波豆川</td> <td>宝塚市</td> <td>160</td> <td>昭和36年6月27日洪水（戦後最大）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※整備区間流末地点の流量</p> <p>②堤防強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿川が市街化した天王寺川、天神川において、計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。 <p>③洪水調節施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 遊水地の整備と青野ダムの活用により、甲武橋基準点において280m³/sの洪水調節を行う。 <p>●下水道対策</p> <p>(1)西宮市下水道（西宮下水道ビジョン、2010.3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ハードの整備による浸水被害の軽減：浸水履歴のある校区については、既存水路の有効利用やバイパス管の設置、または、校庭や公園の地下に貯留施設を設置し浸水被害の軽減に努める。 治水安全度の向上：浸水に対する安全度をより向上させるために、確率年を6年に1度の降雨（47mm/hr）から10年に1度の降雨（55mm/hr）に向けた整備に着手する。 オンサイト貯留・浸透による超過降雨対策：公共施設に浸透施設を整備し、また、民間施設においても、貯留・浸透施設設置の協力要請および支援制度を検討する。また、公共施設を中心にオンサイト貯留施設の整備を展開する。 河川計画との整合：河川計画と整合して、それぞれの役割分担を明確化した総合的な雨水対策を推進する。 ソフト対策の充実：市内の降雨状況や幹線水位をリアルタイムで把握することで、防災部局と連携を図り迅速な対応ができるようにする。 <p>(2)伊丹市下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊丹市下水道の治水安全度を1/6に高める整備を行う。 <p>(3)宝塚市下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> 宝塚市下水道の治水安全度を1/6に高める整備を行う。 <p>■流域対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 流域内の学校、公園、ため池を利用した貯留施設等の設置を考慮して、流出抑制量を甲武橋基準点において30m³/sとする。（武庫川水系河川整備計画） 上記以外の施設についても、実施可能な施設に対しては貯留施設等の設置を検討し、更なる治水安全度向上に努める。 また、付加的な流出抑制効果が期待できる様々な流出抑制対策についても流域市等と連携し、住民の理解と協力を得て取り組んでいく。（武庫川水系河川整備計画） <p>■減災対策（武庫川水系河川整備計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> 超過洪水が発生した場合でも人的被害の回避・軽減および県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目指し洪水被害を軽減させる。 流域市と協力し住民に直接働きかけて、水害時の被害を小さくする減災対策を、次の4項目を柱として推進する。（武庫川流域総合治水推進計画） <ul style="list-style-type: none"> 水害リスクに対する認識の向上（知る） 情報提供体制の充実と水防体制の強化（守る） 的確な避難のための啓発（逃げる） 水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え（備える） <p>■環境の保全と創造への配慮（武庫川水系河川整備計画）</p> <p>●動植物の生活環境の保全・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備に際しては、「武庫川水系に生息・生育する生物およびその生活環境の持続に関する2つの原則」を適用し、多種多様な動植物が今後も生息・生育できる豊かな自然環境の保全・再生に努める。 <p>●良好な景観の保全・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 魅力ある地域の景観を保全・創出するために、河川景観と川沿いの景観を一体のものとして捉えるとともに、川が本来有する自然景観を基調として、中流域の武庫川峡谷の自然景観など、周辺の地域景観と調和した武庫川らしい景観の保全と創出に努める。 <p>●河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 人と河川の豊かなふれあいについては、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全に努める。また、水辺空間に関する多様なニーズを踏まえ、自然環境および治水計画との調和を図りつつ、適正な河川利用の確保に努める。 <p>●水質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 水質については、下水道整備を進めるとともに、河川の景観、沿川住民の河川とのふれあい、動植物の生活環境などを考慮し、水生植物の保全・再生等による自然浄化機能の向上を図るなど、関係機関や地域住民と連携して、更なる水の「質」の向上に努める。 <div data-bbox="2398 1436 2852 1593" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>凡例</p> <p>黒字：兵庫県既計画（整備計画、推進計画）</p> <p>赤字：市計画</p> <p>青字：兵庫県計画（整備計画、推進計画以外）</p> <p>紫字：県・市が今後共同で取り組む計画</p> </div>	河川名	市域	整備目標流量※ (m ³ /s)	備考	大堀川	宝塚市	50	昭和58年9月26日洪水（戦後最大）	荒神川	宝塚市	39	波豆川	宝塚市	160	昭和36年6月27日洪水（戦後最大）
河川名	市域	整備目標流量※ (m ³ /s)	備考															
大堀川	宝塚市	50	昭和58年9月26日洪水（戦後最大）															
荒神川	宝塚市	39																
波豆川	宝塚市	160	昭和36年6月27日洪水（戦後最大）															

(案)

	対象行政	対象河川	河川下水道対策	流域対策										
中流域ブロック	宝塚市 伊丹市 西宮市(北部)	武庫川	<p>■河川対策 (武庫川水系河川整備計画)</p> <p>●河川対策</p> <p>①名塩川合流点～羽束川合流点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中流部の武田尾地区において、戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水(武田尾地点における河道への配分流量 2,600m³/s)に対し、溢水対策を検討し実施する。 ・当面は地元住民の意向を踏まえながら、平成16年台風23号洪水(武田尾地点 2,400m³/s)による再度災害の防止対策を検討し実施する。 <p>②仁川合流点～名塩川合流点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掘り込み区間全体に渡って戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水(生瀬地点における河道への配分流量 2,700m³/s)に対する護岸の整備やパラペット等による溢水対策を行う。 ・当面は生瀬大橋上流の未整備区間のうち、家屋の多い青葉台地区等について、生瀬大橋下流の整備済み区間と同水準の流量を安全に流下させるとともに、平成16年台風23号による再度災害防止のため地元住民の意向を踏まえながら河床掘削等の対策を検討、実施する。 <p>③支川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの目標流量を安全に流下させるため、以下の区間における河道拡幅や河床掘削等を実施する。 ・これに伴い改築が必要となる橋梁の補強又は改築の方法については橋梁管理者と協議、調整を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・大堀川：西田川橋～西ノ町橋(宝塚市) L= 1.2kmの河床掘削 等 ・荒神川：国道176号～荒神橋(宝塚市) L= 0.6km ・波豆川：滝本橋～島橋(宝塚市) L= 0.6km <p>●堤防強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の区間において、計画高水位以下の洪水に対する護岸工による侵食対策を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・天王寺川：伊丹市荒牧～宝塚市中筋(伊丹市、宝塚市) L= 0.6km ・天神川：伊丹市萩野西～宝塚市山本西(伊丹市、宝塚市) L= 3.8km <p>●洪水調節施設 (武庫川水系河川整備計画)</p> <p>①新規遊水池の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武庫川本川と羽束川の合流点下流の武庫川上流浄化センター内の用地の一部を転用し、遊水池を整備を実施する。 <p>②青野ダムの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設青野ダムにおいて予備放流により確保する洪水調節容量を現在よりも拡大して、洪水調節量の増大を図る。 <p>③洪水調節施設施設の継続検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千苅ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設等について、その必要性・実現可能性の検討を継続する。 <p>■下水道対策</p> <p>(1)西宮市下水道事業(西宮市下水道ビジョン、2010.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水整備には長期的で且つ膨大な費用を要することから、浸水被害が常習的に発生する地区については、浸水被害を軽減するよう優先的に整備を進める。 ・治水安全度が低い地区に対し、周辺の校庭、公園の地下にオフサイト貯留施設を設置し、治水効果の早期発現に努める。 ・幹線管渠については6年に1度の降雨に対する整備が概ね完了しつつあるが、昨今頻発する集中豪雨に対し、オフサイト貯留施設なども活用して10年に1度の降雨に対する計画を策定し、事業着手を目指す。 <p>(2)伊丹市下水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊丹市では、雨水ポンプ場の改築・更新と幹線管渠の整備を進め、早期に6年に1度の降雨に対する整備完了を目指す。 <p>(3)宝塚市下水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害の解消を図るため、雨水管の整備を順次進める。 	<p>■防災調整池の設置指導 (武庫川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発に伴う県管理河川への流出抑制対策として、県では1ha以上の開発行為を行おうとする者に対し、「調整池指導要領および技術基準」(兵庫県県土整備部)に基づき、昭和53年から防災調整池の設置を指導している。宝塚市、伊丹市では、県の基準より対象を広げた基準(宝塚市：0.3ha以上)を独自に設けて指導している。 ・西宮市では、「大規模開発に伴う協力要請に関する指針」に基づく協力要請により、流出抑制対策(貯留・浸透)の指導を行っており、それにより貯留槽(調整池)等を設置している。(総合治水条例) ・県では雨水の流出量が増加する一定規模(1ha)以上の開発行為を行う開発者等に対し、基準に適合する「重要調整池」の設置と設置後の適正な管理を義務化。 ・なお、平成25年4月1日以降、重要調整池の設置・適正管理義務に違反したものには、知事から命令を行い、従わないときは懲役又は罰金に処される。(武庫川流域総合治水推進計画) ・県および市は、引き続き設置指導に努めるとともに、調整池指導の対象となる面積の引き下げ、調整池の恒久化など、流出抑制機能の更なる強化にむけて検討を進める。 <p>■学校・公園・ため池等での雨水貯留の取り組み (西宮市下水道ビジョン、2010.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在対象としている降雨に対する整備と並行して、都市機能が集積している地区から順次、校庭や公園においてオンサイト貯留施設を整備し、更なる浸水対策を実施する。(H23末時点で、市内公立小・中学校で40箇所のオンサイト貯留施設を整備済み。) ・道路・公園・学校などの公共施設に透水性舗装・雨水浸透ます・浸透トレンチ等の浸透施設の設置を展開する。 ・県および市は、自らが管理する学校、公園等の公共施設およびため池等を利用した貯留施設の整備に努めるとともに、当該貯留施設の整備者と施設管理者が管理協定を締結する等により適正な管理に努め、将来に渡る維持管理に努める。(武庫川流域総合治水推進計画) ・これらの施設は住民等が利用していることから、流域市等と連携して、雨水貯留の必要性や安全性の確保も含めた利用上の影響について、住民の理解と協力を得て流域対策を推進する。(武庫川水系河川整備計画) ・県では、県立宝塚東高校と県立阪神昆陽高校の2箇所に校庭貯留施設を設置している。また、県立甲山森林公園内の「甲山なかよし池」を活用した貯留施設を設置している。今後も、更なる貯留浸透施設の設置を進める。(総合治水対策の取組事例) ・地域住民(ため池施設の所有者)は、以下の取り組みを行う。(総合治水条例) <ul style="list-style-type: none"> ・ため池の堤を高くすること等により、これらの施設の雨水貯留浸透機能を高める。 ・これらの施設の雨水貯留浸透機能を維持する。 <table border="1" data-bbox="1231 787 1923 934"> <tr> <td>市域(武庫川流域)</td> <td>目標貯留量</td> </tr> <tr> <td>宝塚市域</td> <td>約13万m³</td> </tr> <tr> <td>伊丹市域</td> <td>約4万m³</td> </tr> <tr> <td>西宮市域</td> <td>約2万m³</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約19万m³</td> </tr> </table> <p>■水田への雨水貯留 (武庫川流域総合治水推進計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水の河川への流出を抑制する治水機能はじめ水田の持つ多面的機能の維持、向上を図られるよう、関係機関、農業者との連携のもと水田の保全に努める。 ・水田貯留は、農業者が共同して集落単位で取り組みに参加することが効果的であるため、集落毎に水田貯留について説明や農業被害に対する対応などについての意見交換等を踏まえ、課題解決に向けた取り組み等の検討を行い、理解と協力を得た上で水田貯留に取り組む。 ・地域住民(遊水機能を有する農地等の土地の保有者)は、河川の流水及び雨水を一時的に貯留する機能(遊水機能)の維持に努める。(総合治水条例) ・地域住民(水田等、雨水貯留浸透機能を有する施設の所有者)は、以下の取り組みを行う。(総合治水条例) <ul style="list-style-type: none"> ・水田に堰板を設置すること等により、雨水貯留浸透機能を高める。 ・水田の雨水貯留浸透機能を維持する。 <p>■その他の雨水貯留・浸透の取り組み (武庫川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宝塚市では、各家庭での雨水貯留タンクの設置に助成する制度を設けて雨水の流出抑制効果の向上と雨水の有効利用を促進している(助成開始年度H16、助成基数226(H23末))(下水道の整備について、H24.4)。今後も補助制度を継続的に実施し、整備の促進を図る。 ・西宮市では、雨水貯留タンクや雨水浸透樹の設置に助成する制度を設けて雨水の流出抑制効果の向上と雨水の有効利用を促進している(助成開始年度H23、助成基数51(H23末))(下水道の整備について、H24.4)。今後も補助制度を継続的に実施し、整備の促進を図る。 ・伊丹市では、雨水貯留タンクの設置に助成する制度を設けて、雨水の流出抑制効果の向上と雨水の有効利用を促進している(助成開始年度H23、助成基数58(H23末))。今後も助成制度を継続的に実施し、市民の治水と水環境に対する関心を高める。(武庫川流域総合治水推進計画) ・県および市は、このような雨水貯留・浸透施設整備の多様な取組が地域全体で広がるよう、その他公共施設での雨水貯留・浸透施設の設置等についても、取り組んでいく。 ・浸水履歴のある地区等において大きな効果が期待できる箇所から優先的に推進し、さらに拡大できるよう地域と連携する。 ・地域住民(住宅、店舗その他の小規模な建物等の所有者)は、以下の取り組みを行う。(総合治水条例) <ul style="list-style-type: none"> ・雨水の簡易な貯水槽を設置すること等で雨水貯留浸透機能を備える。 ・これらの建物等の雨水貯留浸透機能を維持する。 <p>■森林の保全等 (武庫川流域総合治水推進計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、森林が持つ水源かん養機能、土砂流出防止機能など公益的機能を維持、向上させるため、関係期間、森林所有者、地域住民等と連携し、人工林の間伐などにより健全な森林を育成するための森づくりを進める。 ・県は、急傾斜地にある間伐対象人工林の表土侵食の防止対策や高齢人工林の一部を広葉樹林へ誘導することなどにより、水道保全機能の高い災害に強い森づくりを推進していく。 ・県は、保安林・林地開発許可制度の適切な運用により、無秩序な伐採・開発行為の規制等を通じて森林の適正な保全に努める。 ・県は、森林において豪雨時に発生する土砂崩壊や流木の流出による河川埋塞や橋梁部の閉塞による洪水被害を防止するため、引き続き砂防・治山事業等による流木・土砂災害防止対策を進めていく。 ・県は、H16台風災害を踏まえ、森林の防災機能の強化を進めるべく導入した「県民緑税」を活用し、「災害に強い森づくり」を推進する。圏内では西宮市で実施されており、更なる展開を図る。 ・県は、「新ひょうごの森づくり(森林管理100%作戦、里山林の再生、森林ボランティア育成1万人作戦)」として、「森林整備への公的関与の充実」・「県民総参加の森づくりの推進」を基本方針に、保全のみではなく森の回復と再生を目指し、平成14年度から10ヵ年計画で「新ひょうごの森づくり」を進めた。現在では、平成24年度を初年度とする第2期計画(10ヵ年計画)を推進しており、引き続き森の回復と再生を目指す。 ・県は、六甲山麓地域を土砂災害から守るとともに、都市のスプロール化から六甲山系の緑を守り、山麓を恒久的な緑の防災ベルト(緑の防波堤)として保全整備する「六甲山系グリーンベルト整備事業」を宝塚市、西宮市で実施しており、さらなる展開を図る。 ・地域住民(森林の所有者等)は、森林の有する雨水の浸透及び滞留の機能並びに県土の保全機能を確保するため、森林の整備及び保全に努める。(総合治水条例) 	市域(武庫川流域)	目標貯留量	宝塚市域	約13万m ³	伊丹市域	約4万m ³	西宮市域	約2万m ³	合計	約19万m ³
市域(武庫川流域)	目標貯留量													
宝塚市域	約13万m ³													
伊丹市域	約4万m ³													
西宮市域	約2万m ³													
合計	約19万m ³													

凡例
黒字：兵庫県既計画(整備計画、推進計画)
赤字：市計画
青字：兵庫県計画(整備計画、推進計画以外)
紫字：県・市が今後共同で取り組む計画

	対象行政	対象河川		
中流域ブロック	宝塚市 伊丹市 西宮市(北部)	武庫川	<p>■水害リスクに対する認識の向上（知る） （武庫川流域総合治水推進計画）</p> <p>●水害リスクを知る機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 県および市は、ハザードマップ等を活用しながら、わがまちを歩く体験型講座を開催するなど、住民が水害リスクを知る機会を数多く提供するよう努める。 <p>●水害リスクを知るツールの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 県および市は、外水による堤防の決壊や溢水を対象としたハザードマップに加えて、内水被害の考慮や、水害リスク評価に関する全国的事例を参考にして、住民が水害リスクを正確に理解でき、わかりやすいハザードマップに改良、強化を図ることを検討する。 伊丹市では、平成 24 年度に各種避難情報等啓発内容と、浸水想定および避難所をはじめ防災機関・防災関係施設等を掲載したハザードマップを作成し、全世帯に配布を予定している。 県は CG ハザードマップで整備してきた映像等を今後も継続して公開していくが、市はこれらの映像等の活用方法について検討する。また、県は内容については適宜見直し、より住民理解を高める他の方法を検討する。 西宮市では、CG ハザードマップを市ホームページに公開している。さらに、市政ニュースや地域 FM を活用した防災情報の定期的な配信を行なっている。今後とも継続的に実施し、住民の水害リスクに対する認識の向上、啓発に努める。 西宮市では、地域の水害リスクに対する認識の向上・啓発のため、地域の地盤高を表示する掲示板を今年度より設置する予定である。 ハザードマップの更新時等、住民目線の現地情報を盛り込み、内容的確信・分かりやすさを向上させ、住民理解度の向上に資する。 県は市における地域防災計画の見直しやハザードマップの作成が円滑に行われるよう、財政的・技術的な支援を行う。（基本方針治水資料） 地域住民は、県及び市が提供する浸水による被害及び避難に関する情報を把握するよう努め、その周知に協力する。（総合治水条例） <p>●防災の担い手となる人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 県および市は、行政、住民、NPO 等、様々な主体の防災の担い手を育成するため、防災研修を実施する。 県および市は、住民が災害時に取るべき行動を身につけ、かつ、平常時から災害に備えることができるよう、ひょうご防災リーダー講座等の研修や防災に関する出前講座を実施し、人材の育成に努める。特に、武庫川に関心が高い人材を発掘し、減災に関する地域活動に主体的に関わることができる防災の担い手の育成を図る。 宝塚市では、平成 23 年度にひょうご防災リーダー講座受講に係る交通費およびテキスト代を負担することで、11 人の地域防災リーダーを育成した。今後とも費用負担を継続し、地域防災リーダーの育成に努める。 伊丹市では、平成 23 年度から非常持出袋を全小中学校、特別支援学校の全教室に配置し、随時、教材として学習をしている。今後とも防災学習に資する。 西宮市では、地域防災に関する講習会等を定期的実施していたが、東日本大震災の発生を受け、地域防災リーダー育成に向け平成 24 年度よりカリキュラムを作成し、地域防災リーダーの育成に努める。 宝塚市では自治会等からの要望に基づき、平成 23 年度に計 11 件の防災講習会を実施しており、今後も継続的に実施する。 伊丹市では自治会からの要請に基づき、平成 23 年度に自主防災訓練をサポートしている。特に平成 23 年度から 3 カ年をかけて DIG 訓練を全小中学校区において実施している。平成 23 年度には、3 地区で実施しており、今後も継続的に実施する。 西宮市では、年 2 回、学識経験者による防災講演会を実施しているほか、平成 23 年度には、市民等からの要望に基づく出前講座（まちかどレク西宮）および、学校教職員等を対象とした防災教育を計 80 回（延べ参加人数 4,619 人）実施している。これらの取組を今後も継続的に実施する。 西宮市では、平成 22 年度以降、全市職員を対象に防災意識啓発への取組を呼びかけ、市民の防災意識向上に努めている。 行政の担当職員も水害リスクを十分認識し、より専門的な知識を身につけるよう研修の充実に努める。 地域住民は、以下の取り組みを行う。（総合治水条例） <ul style="list-style-type: none"> 浸水による被害の軽減を図るためには、県民一人ひとりが浸水による被害を軽減する適切な対策を講ずることが重要であると認識する。 自ら浸水による被害及び、これに対する適切な対策について学習するよう努める。 <p>■情報提供体制の充実と水防体制の強化（守る） （武庫川流域総合治水推進計画）</p> <p>●避難情報の伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は市および住民の避難判断の助けとなるような防災情報の提供体制の充実に努める。 市は住民に避難勧告等に関する情報を迅速に提供するため、同報無線、移動無線の充実に図る。 宝塚市では平成 23 年度に、地域防災無線に代わる通信手段として、災害時優先の指定を受けた携帯電話を導入し、災害時に災対本部と災害現場・避難所等との指示および報告を行う体制を整備した。 伊丹市では平成 24 年度に、各種防災情報機器等を集約した「危機管理センター」を新設するとともに、市内全域の共同利用施設に MCA 無線を配備し、また市内全域に避難情報等を音声伝達する屋外拡声器を配置する。 西宮市では、平成 20～22 年度に市内 143 箇所に防災行政無線を設置した。今後も必要に応じて設置箇所の増加など、確実な情報提供体制の構築に努める。 西宮市では、平成 23 年度に MCA 無線のデジタル化を進め、市役所本庁と消防署・支所との連絡体制の向上を図った。 県では天神川、天王寺川等、河川内に親水施設を有し、急激に水位上昇が見込まれる河川に大雨洪水注意報、警報の発表と連動して作動する回転灯を設置し、河川利用者への注意喚起を図っている（総合治水対策の取組事例）。今後も、水位上昇傾向や河川利用状況等を鑑み、必要に応じて回転灯の設置や更なる防災情報の提供体制の充実に努める。 <p>●地域住民は、以下の取り組みを行う。（総合治水条例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 県及び市が提供する被害及び避難に関する情報を把握するよう努める。 他の地域住民に、把握した情報を提供するよう努める。 また、自ら及びそれぞれの安全を確保するよう努める。 	<p>●河川情報の伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、洪水時の水位予測等を市へ配信し、水防活動や避難勧告等の発令の支援を図る。 県では、武庫川洪水時に水位局での 3 時間後の水位を予測し、これを市町や消防・警察へ配信することで的確な避難勧告等の発令や水防活動を支援（フェニックス防災システム）している。今後も、継続して信頼性を高めていく必要のあるシステムであるため、実績洪水等を踏まえ、システムの精度向上に取り組む。（総合治水対策の取組事例） 宝塚市、伊丹市では平成 23 年度に、水害を想定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を策定し、雨量や河川水位などの客観的データから避難勧告を発令するタイミング等について定めた。今後も、実績洪水等を踏まえ、マニュアルの精度向上を図る。 西宮市では地域防災計画において「災害時職員行動マニュアル」を策定し、避難勧告を発令するタイミング等を定めている。今後も、市職員へのマニュアル遵守の徹底および、実績洪水等を踏まえたマニュアルの精度向上を図る。 県は、地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信について、国と調整して効率的な導入を推進する。 <p>●水防体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 県・市や防災関係機関で構成する「水防連絡会」を、県は毎年増水期前に実施するなど、連絡体制・重要水防箇所等の確認、土砂、土のう袋等の水防資機材の備蓄状況等（基本方針治水に関する資料）、水防に関する相互の情報共有や連携強化に務めている。今後も継続して実施し連携強化を図る。 県は、大規模洪水時における職員の危機管理能力および地域防災力の向上を図ることを目的に、実践的な演習を行い、市は、県、防災関係機関と連携して防災訓練を実施し、防災体制の強化に務める。さらに、大規模災害を想定した演習を地域住民とともに開催し、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に備える。 宝塚市では H24.1 に総合防災訓練を実施した。自主防災会や防災リーダーの他、近隣小学校の児童も参加し、市民と協働した訓練となった。今後も継続して実施し、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に備える。 宝塚市では自主防災組織未結成自治会等への結成推進に取り組んでおり、平成 23 年度には新たに 5 自主防災組織が発足した。また、宝塚市自主防災組織育成指導に関する規定、同要綱、宝塚市防災資機材助成要綱等の全面改正を行い支援体制の整備に取り組んだ。今後も継続して自主防災組織未結成自治会等への結成推進を実施する。 宝塚市では平成 23 年度に、緊急消防援助隊に係る派遣要請を受け、応援出動隊の編成を速やかに実行させるべく、宝塚市緊急消防援助隊に関する応援出動要綱および、市域における大規模災害に備え、応援隊の受援指針を定めた。今後は、発災時の応援出動要綱および受援指針の円滑な運用のため実践的な演習を実施する。 伊丹市では、毎年梅雨前には水防工法訓練、秋には防災図上訓練を実施するとともに、平成 25 年 1 月には総合防災訓練を実施し、自治会や中学生をはじめ、「いたみ災害サポート登録」等により協力関係を構築している市内事業所との連携を深めることで、地域の防災力の底上げを図る。 伊丹市では自主防災会が 208 組織・64,702 世帯で組織しており、結成率は 97.2%と高い水準にあることから、自主防災活動における避難訓練をはじめ、各種支援を行なっている。今後とも各種支援を実施し、地域の防災力向上に資する。 西宮市では平成 23.10 に警察、消防、自衛隊等が参加した総合防災訓練を実施した。今後も継続して実施し、発災時の円滑な避難・救援・警戒活動に備える。 西宮市では自主防災組織未結成自治会等への結成推進に取り組んでおり、平成 23 年度には新たに 2 自主防災組織が発足した。今後も継続して自主防災組織未結成自治会等への結成推進を実施する。 西宮市では、地域住民の要望に応じて各戸に 10 袋を限度とし、土のう袋の無料配布を行っている。今後も継続実施し、水防活動への支援に努める。 地域住民は、市が県や防災関係機関等と連携して実施する防災訓練に参加するよう努める。（総合治水条例） <p>■的確な避難のための啓発（逃げる） （武庫川流域総合治水推進計画）</p> <p>●自助の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 県および市は、作成したハザードマップ等のより一層の利活用を図り、住民が被害に合わないために必要な知識の啓発に努める。なお、避難中の被災を避けるため、上層階へ避難することなども選択肢として提示する。 市は、過去に発生した災害の情報や避難所までの経路、避難経路上の危険箇所、必要な防災対応などを地域住民自らの手で地図に記載する「手づくりハザードマップ」の導入を推進する。西宮市では南部の 5 地区において住民が主体となり作成されている（総合治水対策の取組事例）。今後は、他地域へ拡大するとともに、作成したマップを避難訓練等に使用するなどの活用方策についても検討していく。 県は、携帯電話のメール機能、ホームページ機能を利用して、住民に直接、気象情報や避難情報等を届ける「ひょうご防災ネット」への加入など、各種防災情報の入手方法の啓発に努める。 宝塚市では、情報伝達手段の 1 つである「宝塚市安心メール」への登録を様々な機会を利用して PR しており、今後も継続的に実施する。 伊丹市では、出前講座や広報等を通じて緊急災害情報メールの登録を啓発するとともに、平成 23 年度は災害対応情報をコンパクトにまとめた「自然災害に備えて～ミニ心得」を全戸配布するなど、各家庭での自助の取組の啓発に傾注している。 西宮市では、情報伝達手段の 1 つである「にしのみや防災ネット」への登録を様々な機会を利用して PR しており、今後も継続的に実施する。なお、既存エリアメールの更なる活用策として、より詳細な地域分割で災害情報の提供を行うなど、避難情報の伝達体制の構築に努めている。 <p>●地域住民は、以下の取り組みを行う。（総合治水条例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 県及び市が提供する被害及び避難に関する情報を把握するよう努める。 他の地域住民に、把握した情報を提供するよう努める。 また、自ら及びそれぞれの安全を確保するよう努める。

凡例
 黒字：兵庫県既計画（整備計画、推進計画）
 赤字：市計画
 青字：兵庫県計画（整備計画、推進計画以外）
 紫字：県・市が今後共同で取り組む計画

(案)

	対象行政	対象河川	減災対策 (2/2)	環境の保全と創造への配慮																											
中流域ブロック	宝塚市 伊丹市 西宮市(北部)	武庫川	<p>●共助の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、作成したハザードマップ等を活用し、水害発生時に災害時要援護者が円滑に避難できるよう、地区内で住民同士が助けあう取組の推進に努める。 伊丹市では、地域での共助の仕組みである災害時要援護者避難支援制度の地域での導入を進めており、登録者には緊急告知 FM ラジオを配布して迅速な避難活動につなげる取組を推進している。 伊丹市では市内事業所等が地域の救助救援に取り組んでもらう「いたみ災害サポート登録」を進めており、特に浸水区域において、事業所施設の一時退避場所としての使用について、多くの事業所等の協力を得ている。今後も登録を推進し、協力事業所の増加に努める。 地域住民は、以下の取り組みを行う。(総合治水条例) <ul style="list-style-type: none"> 地域住民同士が相互に連携して総合治水に資する自主的な活動を行うよう努める。 その活動を行う団体を組織し相互に連携させる等の方法により、協働による総合治水に取り組むよう努める。 <p>●公助の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は住民の避難判断の助けとなるような防災情報の提供体制の充実に努める。 市は隣接市間で避難情報を共有するとともに、水害時に隣接市の避難所を相互活用することについて検討を進める。 宝塚市では平成 23 年度に、災害時に避難所などで使えるダンボール製のベッドを供給する協定を段ボールメーカーと締結した。今後も、市内民間事業者等と協定締結に努め、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に備える。 宝塚市では平成 23 年度に、福祉避難所の設置運営に関する協定を、地元の特別養護老人ホーム等と締結した。今後も、市内民間事業者等と協定締結に努め、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に備える。 伊丹市では浸水区域に立地する大規模小売店舗との避難に係る協定を締結する等、市内事業所との災害時協定を推進している。今後も、市内民間事業者等と協定締結に努め、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に備える。 西宮市では平成 24 年度に災害時に避難所などで使えるダンボール製のベッドを供給する協定を段ボールメーカーと締結した。今後も、市内民間事業者等との協定締結に努め、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に努める。 西宮市では福祉避難所の設置運営に関する協定を締結するため、地元の特別養護老人ホームと現在協議を行っている。今後も、市内民間事業者等との協定締結に努め、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に努める。 西宮市では、学校、公民館等の公共施設を指定避難所としている。また、避難所入り口には、看板を設置し対応する災害を明示(地盤高が低く浸水が想定される避難所については、洪水時使用不可と明示など)し、的確な避難に資する方策を来年度以降実施する予定である。 市は避難経路等を屋外に表示し、住民や外来者に周知することについても、その有効性や実現可能性を見極めた上で具体化を検討する。 <p>■水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え(備える)(武庫川流域総合治水推進計画)</p> <p>●水害に備えるまちづくりへの誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 水害リスクの高い地域において、減災のための土地利用や上層階避難が可能でかつ堅牢な建物への誘導を図るなど、水害に備えたまちづくりの実現に向け、県・市の関係部局で検討する。 <p>●重要施設の浸水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 県および市は、浸水による建築物の被害を未然に防止し、水害に備えたまちづくりへの誘導を図るため、小学校、中学校など避難所や病院など公共施設等において、電気設備等を浸水想定水位より上に設置したり、地下室を浸水が生じない構造にするなど、重要施設の浸水対策について検討する。 <p>●水害に対する保険制度の加入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 県および市は、水害からの早期復旧を図るため「フェニックス共済(兵庫県住宅再建共済制度)」等の保険制度への加入促進に努める。 地域住民は、浸水による被害を受けた場合に早期に自立した生活を再建するため、県が実施する共済制度等への加入や損害保険契約等の締結等を通じ、生活基盤の回復に備えるよう努める。(総合治水条例) 	<p>■動植物の生活環境の保全・再生(武庫川水系河川整備計画)</p> <p>●河川環境の保全と再生への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備に当たっては、環境影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じて豊かな自然環境の保全・再生を図るために、河川整備実施箇所における環境2原則への影響を評価し、保全・再生目標を設定の上対策を実施する。 <table border="1" data-bbox="1469 273 2671 462"> <tr> <td rowspan="2">武庫川下流部の目標 (生瀬大橋～名塩川合流点)</td> <td>対策1</td> <td>礫河原と瀬・淵の再生</td> <td>現状の砂州形状や礫河原の比高を考慮した河床掘削を行い、みお筋や礫河原および瀬・淵を再生する。</td> </tr> <tr> <td>対策2</td> <td>外来植物の除去</td> <td>河床掘削により礫河原に繁茂しているシナダレスズメガヤを除去する。また、関係機関や地域住民と連携して種子の供給源となる上流や周辺のシナダレスズメガヤの除去に努める。</td> </tr> <tr> <td>礫河原の再生</td> <td>対策3</td> <td>代償措置としての瀬・淵やワンド等の創出</td> <td>工事後も順応的管理に努めるが、結果として現状の環境を維持できない場合は、代償措置として区間外で瀬・淵やワンド等を創出する。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 「武庫川水系に生息・生育する生物およびその生活環境の持続に関する2つの原則」に則った事業の実施に向けて、留意事項等をまとめた手引きを作成するとともに、パンフレットを作成して関係機関や地域住民、事業者などに「2つの原則」を普及させる。 <p>●天然アユが遡上する川づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> アユを武庫川のシンボル・フィッシュとし、適切な役割分担のもとより望ましい川づくりに努めるとともに、生態系の保全・再生活動の円滑にするために行政手続きの迅速化や技術面でのサポート等を行う。 平成21年度から実施しているアユの分布、産卵場、仔アユの降下等の生息実態調査結果を踏まえ、関係者の役割分担のもと、魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上、産卵場および稚魚期の生息場所の確保等の必要な対策を検討し、実施可能なものから取り組んでいく。また、必要に応じてアユの生息実態の追加調査を行う。 <p>■良好な景観の保全・創出(武庫川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 武庫川らしい景観を保全・創出するため、地域固有の景観資源の保全、歴史・文化等の地域特性への配慮等、地域一体で努める。 河川も重要要素であるため、治水との整合を図りつつ「兵庫県公共施設景観指針」に基づいて整備に努める。 <p>■河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保(武庫川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 武庫川は、地域住民の身近な憩いの空間であり、今後も自然環境および治水計画との調和に留意し、多様な要請に応えられるよう努める。 関係機関と連携して河川利用の利便性を確保するとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努め、地域の環境学習を支援する。 河川水面にあたっては、流域市や関係機関などと連携して秩序ある利用に努める。 <p>■水質の向上(武庫川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 武庫川水系の下水道等生活排水対策施設の整備は概成しており、今後は下水処理施設の高度処理化などにより放流水のさらなる水質改善に努めていく。 県では、阪神北部・北摂の3市(三田市、神戸市北東部、西宮市北部)の下水道整備を効率的に行い、都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資するため、武庫川上流流域下水道事業を行っている。(兵庫県HP) <table border="1" data-bbox="1469 945 2656 1092"> <tr> <td>処理面積</td> <td>神戸市：3,002.0ha、西宮市：949.4ha、三田市：3,044.1ha 計：6,995.5ha</td> </tr> <tr> <td>下水管渠</td> <td>三田幹線他 2 L= 16,310.0 m</td> </tr> <tr> <td>処理場</td> <td>名称：武庫川上流浄化センター、位置：神戸市北區道場町生野、計画処理人口：264,800人 処理能力：195,000m3/日、処理方法：高度処理(凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+砂ろ過)</td> </tr> <tr> <td>完成の時期</td> <td>昭和60年5月：一部供用開始、平成38年3月：全体計画目標年次</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 県では、阪神間の4市(尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市)の下水道整備を効率的に行い、都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資するため、武庫川下流流域下水道事業を行っている。(兵庫県HP) <table border="1" data-bbox="1469 1155 2656 1302"> <tr> <td>処理面積</td> <td>尼崎市：2,081.8ha、西宮市：1,484.0ha、伊丹市：784.0ha、宝塚市：2,327.0ha 計：6,677.8ha</td> </tr> <tr> <td>下水管渠</td> <td>右岸第1幹線他 7 L= 33,830.0 m</td> </tr> <tr> <td>処理場</td> <td>名称：武庫川下流浄化センター、位置：尼崎市平左衛門町、計画処理人口：629,100人 処理能力：374,900m3/日、処理方法：高度処理(ステップ流入式多段硝化脱窒法+砂ろ過)</td> </tr> <tr> <td>完成の時期</td> <td>昭和51年10月：一部供用開始、平成38年3月：全体計画目標年次</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な水質調査や底質調査を関係機関と連携して継続して実施し、水質状況を的確に把握する。 油等の河川への流出事故については、「武庫川水質連絡会議」等と連携して、情報の迅速な伝達と共有化を図る。 わかりやすい水質指標による調査の実施を、関係機関と連携して検討する。 河積に余裕がある箇所では、オギやヨシ等の水生植物の再生を地域住民とともに進め、自然浄化機能の向上に努める。 <p>■生物多様性への配慮(生物多様性配慮指針)</p> <p>以下の5点について配慮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 広域的視点から地域単位で生物多様性に配慮する 個別事業における行為が生物多様性に及ぼす影響に配慮する 事業の目的や内容そのものが生物多様性への配慮となる事業を進める 運営・維持管理の中で生物多様性に適した環境へと好転するよう配慮する 参画と協働により生物多様性に配慮した取り組みを進める <p>具体的に下記5項目の視点で対策を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 生態系の多様性への配慮 <ul style="list-style-type: none"> 生き物の生息・生育空間となる多様な自然とそのつながりの保全・創出 種の多様性への配慮 <ul style="list-style-type: none"> 野生生物の保護・保全 野生生物の生息・生育環境の保全・創出 野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制 遺伝子の多様性への配慮 <ul style="list-style-type: none"> 遺伝子攪乱要因の排除・抑制 野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制 外来生物への対策 <ul style="list-style-type: none"> 侵略的外来生物の排除・抑制 野生動物対策 <ul style="list-style-type: none"> 野生動物の排除・抑制 	武庫川下流部の目標 (生瀬大橋～名塩川合流点)	対策1	礫河原と瀬・淵の再生	現状の砂州形状や礫河原の比高を考慮した河床掘削を行い、みお筋や礫河原および瀬・淵を再生する。	対策2	外来植物の除去	河床掘削により礫河原に繁茂しているシナダレスズメガヤを除去する。また、関係機関や地域住民と連携して種子の供給源となる上流や周辺のシナダレスズメガヤの除去に努める。	礫河原の再生	対策3	代償措置としての瀬・淵やワンド等の創出	工事後も順応的管理に努めるが、結果として現状の環境を維持できない場合は、代償措置として区間外で瀬・淵やワンド等を創出する。	処理面積	神戸市：3,002.0ha、西宮市：949.4ha、三田市：3,044.1ha 計：6,995.5ha	下水管渠	三田幹線他 2 L= 16,310.0 m	処理場	名称：武庫川上流浄化センター、位置：神戸市北區道場町生野、計画処理人口：264,800人 処理能力：195,000m3/日、処理方法：高度処理(凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+砂ろ過)	完成の時期	昭和60年5月：一部供用開始、平成38年3月：全体計画目標年次	処理面積	尼崎市：2,081.8ha、西宮市：1,484.0ha、伊丹市：784.0ha、宝塚市：2,327.0ha 計：6,677.8ha	下水管渠	右岸第1幹線他 7 L= 33,830.0 m	処理場	名称：武庫川下流浄化センター、位置：尼崎市平左衛門町、計画処理人口：629,100人 処理能力：374,900m3/日、処理方法：高度処理(ステップ流入式多段硝化脱窒法+砂ろ過)	完成の時期	昭和51年10月：一部供用開始、平成38年3月：全体計画目標年次
武庫川下流部の目標 (生瀬大橋～名塩川合流点)	対策1	礫河原と瀬・淵の再生	現状の砂州形状や礫河原の比高を考慮した河床掘削を行い、みお筋や礫河原および瀬・淵を再生する。																												
	対策2	外来植物の除去	河床掘削により礫河原に繁茂しているシナダレスズメガヤを除去する。また、関係機関や地域住民と連携して種子の供給源となる上流や周辺のシナダレスズメガヤの除去に努める。																												
礫河原の再生	対策3	代償措置としての瀬・淵やワンド等の創出	工事後も順応的管理に努めるが、結果として現状の環境を維持できない場合は、代償措置として区間外で瀬・淵やワンド等を創出する。																												
処理面積	神戸市：3,002.0ha、西宮市：949.4ha、三田市：3,044.1ha 計：6,995.5ha																														
下水管渠	三田幹線他 2 L= 16,310.0 m																														
処理場	名称：武庫川上流浄化センター、位置：神戸市北區道場町生野、計画処理人口：264,800人 処理能力：195,000m3/日、処理方法：高度処理(凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+砂ろ過)																														
完成の時期	昭和60年5月：一部供用開始、平成38年3月：全体計画目標年次																														
処理面積	尼崎市：2,081.8ha、西宮市：1,484.0ha、伊丹市：784.0ha、宝塚市：2,327.0ha 計：6,677.8ha																														
下水管渠	右岸第1幹線他 7 L= 33,830.0 m																														
処理場	名称：武庫川下流浄化センター、位置：尼崎市平左衛門町、計画処理人口：629,100人 処理能力：374,900m3/日、処理方法：高度処理(ステップ流入式多段硝化脱窒法+砂ろ過)																														
完成の時期	昭和51年10月：一部供用開始、平成38年3月：全体計画目標年次																														

凡例
 黒字：兵庫県既計画(整備計画、推進計画)
 赤字：市計画
 青字：兵庫県計画(整備計画、推進計画以外)
 紫字：県・市が今後共同で取り組む計画

	対象行政	対象河川	現状と課題
下流域ブロック1	西宮市(南部)	武庫川	<p>■河川下水道対策</p> <p>●河川対策（武庫川水系河川整備計画）</p> <p>(1)河道対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和58年台風10号を契機に昭和62年から河川改修事業により河床掘削を行い、平成21年3月に築堤区間の整備が完了した。 平成16年台風23号ではこの改修事業の目標流量を上回る洪水が発生しており、河口から約3km付近の洪水に対する安全度は依然として低い。 下流部築堤区間の沿川は高度に市街化していることから、ひとたび堤防が決壊し氾濫すると甚大な被害が想定される。想定氾濫区域内の人口や資産が国管理河川の上位クラスと肩を並べる武庫川では、洪水に対する安全度の早期向上が喫緊の課題である。 <p>①新川</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和57年度に都市小河川改修事業に着手し、中津橋から法河川上流端の区間が平成2年に完了している。 <p>②東川</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成元年9月台風19号に刺激された秋雨前線による記録的豪雨により西宮市の南部で大きな浸水被害が生じ、河川激甚災害対策特別緊急事業により河口から上流約3.7kmの弘田橋まで改修が行われた。 津門川は、昭和55年から都市小河川改修事業により改修が行われ、平成8年度に概成した。 <p>③洗戎川（洗戎川水系河川整備計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和50年に都市小河川改修事業による改修工事に着手し、国道43号付近までが改修された。 近年の内水被害の顕在化に対して、よりレベルの高い治水対策が必要となっている。 <p>④夙川（夙川水系河川整備計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> 夙川の整備は昭和13年の阪神大水害を契機に着手し、改修された。 <p>⑤堀切川（堀切川水系河川整備計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和45年度に中小河川改修事業に着手し、昭和61年に完了した。 <p>(2)堤防強化（武庫川水系河川整備計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水時における浸透、侵食に対する安全性と安全水準を満たさない堤防の強化対策を今後も継続して整備を進める必要がある。 <p>(3)洪水調節施設（武庫川水系河川整備計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> 武庫川の洪水対策、北摂・北神地域の水道水源の確保を目的として、三田市の青野川、黒川合流点に多目的の青野ダムの建設を計画し、昭和63年に完成した。青野ダムは平成16年台風23号など既往洪水において、一定の洪水調節効果を発揮している。 <p>●下水道対策（西宮市下水道ビジョン、2010.3）</p> <ul style="list-style-type: none"> 西宮市では過去10年間に約880戸の浸水被害が発生しており、経済的損失や精神的被害を受けている。 <p>■流域対策（武庫川水系河川整備計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで、開発に伴う防災調整池の設置、学校・公園等での貯留、森林の保全と公益的機能向上、その他の貯留・浸透の取り組みなど、様々な流出抑制対策が行われてきた。 市街化の進行に伴う流域の保水・貯水機能の低下、低平地への人口・資産の集積、多発する集中豪雨等により、洪水被害の危険性が増大している。 平成20年7月には都賀川において局地的な豪雨による急激な増水により、水難事故が発生し、平成21年5月には土木学会からも雨水を一時的に貯留する流域対策などの必要性が提言されている。 これまで進めてきた河川対策に加えて、雨水貯留施設など、貯留・浸透により雨水の流出を抑制する流域対策をより一層進める必要がある。 東川では大池に洪水調節機能を持たせる整備や、特定保水地整備事業による新池の整備が行われ、流出抑制が行われている。（東川水系河川整備計画） 県流域下水道の中継ポンプ場では、緊急時に排水ポンプの運転を停止することとしている。 <p>■減災対策（武庫川水系河川整備計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、集中豪雨が多発する傾向にあることから、計画規模を上回る洪水や整備途中段階での施設能力以上の洪水、いわゆる超過洪水が発生し、河川から洪水が溢れでて沿川の住民や家屋等に被害が生じることが考えられる。 行政の対策には限界があり災害を完全になくすることはできないと認識し、災害による被害を最小限に抑える「減災」の考え方のもと、流域市、住民とともに日頃から十分に備えをしておくことが重要である。 洪水氾濫による被災の経験が無いなど、洪水に対する危険性が十分に認識されていないような地域では、洪水時に住民が適切に避難できるような環境を整えるため、平常時から住民が水害リスクを認識することが重要である。 超高齢社会の到来による災害時要援護者の増加などにより、地域コミュニティによる自助・共助といった地域の防災力について課題が生じている。これら近年の社会的状況の変化を踏まえ、地域の防災力の強化を図る必要がある。 人的被害の回避・軽減および県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避するため、河川対策や流域対策を着実に進めることとあわせて、流域市や地域と協力し、水害が発生した場合でも被害を小さくする減災対策について、より一層の充実が求められている。 西宮市では、住民が主体となって「手作りハザードマップ」を作成している。 <p>■河川環境の整備と保全（武庫川水系河川整備計画）</p> <p>●動植物の生活環境の保全・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> 武庫川では河川環境の現況を把握するために、平成15年度に「ひょうごの川・自然環境調査」を実施し、これをもとに「健康診断図」を作成している。 市街地を流れる下流部では、河川改修や高水敷の公園整備により人工改変率が高く、外来種の繁茂が見られるが、カワラサイコが生育する礫河原が一部で残っている。 本支川にある数多くの横断工作物は河川改修に合わせた魚道等の設置により、武庫川峡谷より下流の本川では、魚類等の移動の連続性は確保されているが、その多くが構造的な問題から、アユ等の遡上・降下に支障をきたしている。 本川と支川や水路の合流点においては、大きな落差が見られる箇所もあり、メダカやドジョウなどの生物移動の阻害要因の一つとなっている。 河川整備に際しては、良好な動植物の生活環境の保全や、生物移動の連続性に努める必要がある。 <p>●景観</p> <ul style="list-style-type: none"> 下流部は複断面河道となって市街地を流れ、高水敷のクロマツ、アキニレ等とあいまって安らぎの景観を見せており、多くの区間が河川敷緑地として整備されている。特に西宮市側は良好な景観を保全するために昭和12年に風致地区として指定されている。 「ふるさと桜づつみ回廊」の一貫として堤防の安全性に支障のない箇所には桜の苗木を植え、桜づつみ回廊を形成している。 県では、平成19年3月に「景観の形成等に関する条例」を改正し、広域の地域を対象に景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための地域景観形成等基本計画（地域景観マスタープラン）を策定できることとした。 今後とも、景観法に基づく景観計画等を踏まえ、各主体が連携して武庫川を軸とした景観形成に努めていく必要がある。 <p>●河川利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 仁川合流点付近から河口までは、公園・緑地として整備された広い高水敷がジョギングやサイクリング等に利用されている。 今後とも、水辺空間に関する多様なニーズを踏まえ、自然環境および治水計画との調和を図りつつ、適正な河川利用の確保が必要である。 <p>●水質</p> <ul style="list-style-type: none"> 武庫川の下流域の水質は下水道の普及等により改善し、現在は環境基準を達成している。 武庫川下流浄化センターでは施設の更新にあわせて高度処理化を進めている。 河川景観や親水性、動植物の生活環境等の向上のために、さらなる水の「質」の改善に向け、流域全体で取り組んでいく必要がある。 <p>■津波防災対策（兵庫県が取組）（「津波防災対策の推進」H23.10.24）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国による津波被害想定結果について、県所有の地形データとの相違点等を確認し、県独自の津波シミュレーションを実施している。（H24.8.29資料） <p>・県では、安政南海地震（M8.4：Lv1）を前提に、兵庫県に到達する最大津波高を想定している。この想定では、防潮水門の門扉が完全に閉鎖できれば浸水を防ぐことができるが、門扉が閉鎖できなければ浸水地域が生じる箇所が生じる。</p> <p>・県では、住民避難についても、市町津波災害対応マニュアル整備の促進、避難訓練の実施、住民への意識啓発を行うなど、幅広い取り組みを促進している。</p>

凡例
 黒字：兵庫県既計画（整備計画、推進計画）
 赤字：市計画
 青字：兵庫県計画（整備計画、推進計画以外）
 紫字：県・市が今後共同で取り組む計画

(案)

	対象行政	対象河川	基本的な目標に関する事項・推進に関する基本的な方針
下流域ブロック1	西宮市(南部)	夙川、堀切川、東川、洗戎川、武庫川、新川	<p>〔目標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定を超える事態においても、第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより、県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目指す。 <p>〔方針〕</p> <p>■河川下水道対策</p> <p>●河川対策</p> <p>(1)河道対策</p> <p>①武庫川</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量3,200m³/s(甲武橋)を安全に流下させる。(武庫川水系河川整備計画) <p>②新川(新川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね1/20の治水安全度に対応した既存施設を適正に維持管理する。 <p>③東川(東川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね20年に1回程度の降雨で発生する洪水から人命、資産等を守るため、河川の改修や洪水調節施設の整備、下水道の管渠整備や雨水貯留施設の整備などの総合的な治水対策を行う。 <p>④洗戎川(洗戎川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね20年に1回程度の降雨で発生する洪水から人命、資産等を守るため、河川の改修や洪水調節施設の整備、下水道の管渠整備や雨水貯留施設の整備などの総合的な治水対策を行う。 <p>⑤夙川(夙川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね1/20の治水安全度に対応した既存施設を適正に維持管理する。 <p>⑥堀切川(堀切川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね1/100の治水安全度に対応した既存施設を適正に維持管理する。 <p>(2)築堤区間の堤防強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 武庫川下流部の築堤区間において、計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。 計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする工法の検討。 <p>(3)洪水調節施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 武庫川では遊水地の整備と青野ダムの活用により、甲武橋基準点において280m³/sの洪水調節を行う。 <p>●下水道対策(西宮下水道ビジョン、2010.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ハードの整備による浸水被害の軽減：浸水履歴のある校区については、既存水路の有効利用やバイパス管の設置、または、校庭や公園の地下に貯留施設を設置し浸水被害の軽減に努める。 治水安全度の向上：浸水に対する安全度をより向上させるために、確率年を6年に1度の降雨(47mm/hr)から10年に1度の降雨(55mm/hr)に向けた整備に着手する。 オンサイト貯留・浸透による超過降雨対策：公共施設に浸透施設を整備し、また、民間施設においても、貯留・浸透施設設置の協力要請および支援制度を検討する。また、公共施設を中心にオンサイト貯留施設の整備を展開する。 河川計画との整合：河川計画と整合して、それぞれの役割分担を明確化した総合的な治水対策を推進する。 ソフト対策の充実：市内の降雨状況や幹線水位をリアルタイムで把握することで、防災部局と連携を図り迅速な対応ができるようにする。 合流改善計画との整合：合流区域については、未処理放流の対策と並行して浸水対策を進める。 <p>■流域対策(武庫川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 流域内の学校、公園、ため池を利用した貯留施設等の設置を考慮して、流出抑制量を甲武橋基準点において30m³/sとする。(武庫川水系河川整備計画) 上記以外の施設についても、実施可能な施設に対しては貯留施設等の設置を検討し、更なる治水安全度向上に資する。 また、付加的な流出抑制効果が期待できる様々な流出抑制対策についても流域市等と連携し、住民の理解と協力を得て取り組んでいく。(武庫川水系河川整備計画) <p>■減災対策(武庫川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 超過洪水が発生した場合でも人的被害の回避・軽減および県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目指し洪水被害を軽減させる。 流域市と協力し住民に直接働きかけて、水害時の被害を小さくする減災対策を、次の4項目を柱として推進する。(武庫川流域総合治水推進計画) <ul style="list-style-type: none"> 水害リスクに対する認識の向上(知る) 情報提供体制の充実と水防体制の強化(守る) 的確な避難のための啓発(逃げる) 水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え(備える) <p>■環境の保全と創造への配慮(武庫川水系河川整備計画)</p> <p>①動植物の生活環境の保全・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備に際しては、「武庫川水系に生息・生育する生物およびその生活環境の持続に関する2つの原則」を適用し、多種多様な動植物が今後も生息・生育できる豊かな自然環境の保全・再生に努める。 <p>②良好な景観の保全・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 魅力ある地域の景観を保全・創出するために、河川景観と川沿いの景観を一体のものとして捉えるとともに、川が本来有する自然景観を基調として、下流域の都市景観など、周辺の地域景観と調和した武庫川らしい景観の保全と創出に努める。 <p>③河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 人と河川の豊かなふれあいについては、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全に努める。また、水辺空間に関する多様なニーズを踏まえ、自然環境および治水計画との調和を図りつつ、適正な河川利用の確保に努める。 <p>④水質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 水質については、下水道整備を進めるとともに、河川の景観、沿川住民の河川とのふれあい、動植物の生活環境などを考慮し、水生植物の保全・再生等による自然浄化機能の向上を図るなど、関係機関や地域住民と連携して、更なる水の「質」の向上に努める。 <p>■動植物の生活環境の保全・再生</p> <p>●新川(新川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全区間に渡って、護岸は垂直で高くパラベットや安全対策として転落防止柵が設置されているため水面利用は行われていない。 典型的な都市河川で河道は直線的で変化に乏しく、河道内に植生はほとんど認められない。 魚類ではコイ、マハゼなど汚濁への耐性が強い種、鳥類では沿川でムクドリ、ヒヨドリが確認された。 中津橋から新川橋までの沿川には桜が植樹され、樹木の下にはヨモギやヒメジョオンなどの草本類が繁茂している。 家庭排水の流入などにより水質は悪かったが、下水道整備が進むとともに水質は改善されている。(BOD(75%値):2~5mg/l) <p>●東川(東川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 河道は直線的で河道内の植生もほとんど見られず、コンクリート又は石積護岸が続いており、全体に単調な景観である。 河川は石積護岸で桜並木と調和した河川景観を形成している。 中流部には親水公園が整備されており、西宮の市街地では貴重なオープンスペースとして市民の憩いの場となっている。また、トウヨシノボリ等の魚類、アオスジアゲハやシオカラトンボなどの昆虫類が確認されている。 水質は、下水道整備が進んだことにより、近年BOD(75%値)は3~5mg/l程度で推移している。 <p>●洗戎川(洗戎川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 最上流部の河道は川幅1~2m程度である。 植生は西宮神社の垣根沿いや民家の植え込みなどにわずかに存在する程度で、魚類の生息も確認されていない。 沿川の西宮神社の周辺では、メジロやコゲラなどの鳥類やアオスジアゲハやカナブン等の昆虫類が確認された。 西宮神社下流から建石町にかけては暗渠河道である。建石町から下流は三面張の河道が整備されている。 河口には防潮樋門が整備されているが、平常時閉鎖されているため、河口付近は淡水の閉鎖性水域となり、カダヤシなどの魚類が確認された。 水質は、下水道整備が進んだことにより、近年BOD(75%値)は1~3mg/l程度で推移している。 <p>●夙川(夙川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 河口から銀水橋までの河川敷は夙川公園として散策と、ジョギングコースが整備され、河川の石積護岸などと合せて良好な河川景観を形成。 夙川公園は「桜名所100選」にも選定された桜の名所となっている。また、随所に階段が設置され、水際まで降りることができる。 沿川のサクラやマツ等の樹林を生息場とするシジュウカラやコゲラ、キジバトなどの鳥類がほぼ全区間に渡って確認されている。 上流では河床勾配が急で瀬・淵が残されており、ヌマムツ、カワムツ、カワヨシノボリが確認された。植生はツルヨシ、クサヨシなど水際部に広く生育している他、エノキ、モウソウチク、メダケなど植生は多様。鳥類では瀬を餌場にするチュウサギなどが確認された。 中流ではエノコログサ、セイバンモロコシなど草本類も多く存在する。河道は砂州の発達した区間もあり、草本類等主体の水際植生が見られる。また、これらの砂州や転石の周囲、落差工の上下流付近の深みにはウキゴリ、ドジョウ等の生息の場となっている。浅瀬ではコサギなどの鳥類が確認されている。 下流の河床は砂泥となっており、マハゼ、オイカワ等の魚類が確認されている。 水質についてはC類型に指定されており、下水道整備が進んだこともあり近年の水質は概ね基準を満足している。 <p>●堀切川(堀切川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿川は住宅地が並び、河道の護岸は垂直で感潮区間であるため、河道内に植生はほとんど認められない。河道内で確認された生物種は少ないが、河口部は鳥獣保護区となっている。 鳥類は水面上ではカルガモ、カワウなどの水辺に生息する種が確認されている。 魚類は阪神電鉄付近でマハゼが確認されている。 河川の水質は下水道整備が進むとともに改善されており、近年のBODは(75%値)は2~mg/lで推移している。 <p>■津波防災対策(兵庫県の取組)(「津波防災対策の推進」H23.10.24)</p> <p>(「津波防災対策の推進」H23.10.24)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県では、既往最大である安政南海地震(M8.4)の規模(百年に一度程度の津波：レベル1)を想定し、対策を行なっている。このレベルの津波は、海岸保全施設の整備等により、被害を生じさせないよう「防御」するためのハード対策を中心に実施する。 東日本大震災(M9.0)の津波(千年に一度程度：レベル2)など、レベル1である安政の3連動地震津波を上回る規模の津波に対しては、ハード対策による「防御」には限界があることから、住民の避難に重点を置いた、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を行う。 <p>●ソフト対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大クラス(千年に一度程度：レベル2)の津波が発生した場合でも人命が損なわれることがないよう、住民の迅速、確実、的確な避難行動を誘導するための取組を、住民や市町と一体となって充実強化する。 <p>●ハード対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会基盤施設については、国が示した考え方を踏まえ、①レベル1の津波は防御し、②レベル2の津波は越流を許容するが、既存施設を強化し、早期復旧可能な被災に留める粘り強い構造とする。 千年に一度程度の津波に対する既存施設の強化については、中央防災会議等による津波高の設定や国による技術指針策定後に実施するが、それまでの間、実施可能な既存施設強化対策(機械・電気設備の浸水対策)を進めておく。

凡例
黒字：兵庫県既計画(整備計画、推進計画)
赤字：市計画
青字：兵庫県計画(整備計画、推進計画以外)
紫字：県・市が今後共同で取り組む計画

(案)

	対象行政	対象河川	河川下水道対策	流域対策				
下流域ブロック1	西宮市(南部)	夙川、東川、武庫川、堀切川、洗戎川、新川	<p>■河川対策</p> <p>●河川対策</p> <p>①武庫川(武庫川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦後最大洪水である昭和36年6月27日洪水を青野ダム等で洪水調節した後の河道への配分流量3,200m³/sに対して流下能力が不足している、河口からJR東海道線橋梁下流までの河床掘削、低水路拡幅、高水敷掘削を行う。 河床掘削に伴い必要となる橋梁の補強又は改築の方法については、橋梁管理者と協議、調整を行う。 潮止堰は、周辺の地下水の利用状況等を勘案し、適切に対応することを前提に撤去する。 床止工は、同様のことを前提に撤去又は改築する。 以下の区間における河道拡幅等を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 河口～5.0k(河口～JR東海道線橋梁下流) L= 5.0kmの河床掘削、高水敷掘削、低水路拡幅 等 <p>②新川(新川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存施設を適正に維持管理する。 <p>③東川(東川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下記の河道対策を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 広田橋～管理区間上端までの河床掘削 新池・大池のオフィス改築 津門川上流の地下貯留管設置 <p>④洗戎川(洗戎川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下記の河道対策を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 国道43号付近の地下貯留管設置 <p>⑤夙川(夙川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存施設を適正に維持管理する。 <p>⑥堀切川(堀切川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存施設を適正に維持管理する。 <p>●下流築堤区間の堤防強化(武庫川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 武庫川下流部の築堤区間を対象に、計画高水位以下の洪水に対するドレーン工法の浸透対策、護岸工による侵食対策を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 1.8k～9.0k(南武橋～仁川合流点) L= 14.4kmの堤防強化(浸透対策、侵食対策) 計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする浸透対策及び巻堤築による越水対策について検討し、可能なものから実施する。 <p>●洪水調節施設(武庫川水系河川整備計画)</p> <p>①新規遊水池の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 武庫川本川と羽東川の合流点下流の武庫川上流浄化センター内の用地の一部を転用し、遊水池整備を実施する。 <p>②青野ダムの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 既設青野ダムにおいて予備放流により確保する洪水調節容量を現在よりも拡大して、洪水調節量の増大を図る。 <p>③洪水調節施設の継続検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 千苅ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設等について、その必要性・実現可能性の検討を継続する。 <p>■下水道対策(西宮市下水道ビジョン、2010.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 雨水整備には長期的で且つ膨大な費用を要することから、浸水被害が常習的に発生する地区については、浸水被害を軽減するよう優先的に整備を進める。 治水安全度が低い地区に対し、周辺の校庭、公園の地下にオフサイト貯留施設を設置し、治水効果の早期発現に努める。 幹線管渠については6年に1度の降雨に対する整備が概ね完了しつつあるが、昨今頻発する集中豪雨に対し、オフサイト貯留施設なども活用して10年に1度の降雨に対する計画を策定し、事業着手を目指す。 合流式下水道改善のために計画されている合流管について、豪雨時には浸水対策用の貯留管として活用する。 <p>■津波防災対策(ハード対策)(兵庫県の取組)(「津波防災対策の推進」H23.10.24)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、①機械・電気設備の親水対策など、既存施設強化対策、②防潮水門の整備など被害軽減対策、③道路の裏面での斜路・階段整備など避難支援対策で構成する「津波防災インフラ5箇年計画(仮称)」を策定し、計画的に対策を推進する。 <p>●被害軽減対策防潮堤水門等未整備箇所の前倒し整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、自由度が高い社会資本整備総合交付金等を有効活用し、防潮水門の整備など、未整備箇所等の工事を前倒しし、今後5年以内を目処に早期完成を図る。 <p>●既存施設強化対策(機械・電気設備の浸水対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽改築等の工事を予定している沿岸部の排水機場等について、操作盤等の電気・機械設備を出来るだけ高い位置へ設置する等の先行的な浸水対策を実施する。 津波高を2倍と仮定した場合に浸水する恐れのある、武庫川下流浄化センターにおいて機械・電気施設が浸水しないよう、入り口などに応急的に土のうや仮設堰板等を設置する。本格的な防水壁・防水扉の整備は、中央防災会議等による津波高の設定後、すみやかに実施する。 	<p>■防災調整池の設置指導(武庫川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発に伴う県管理河川への流出抑制対策として、県では1ha以上の開発行為を行おうとする者に対し、「調整池指導要領および技術基準」(兵庫県県土整備部)に基づき、昭和53年から防災調整池の設置を指導している。 西宮市では、「大規模開発に伴う協力要請に関する指針」に基づく協力要請により、流出抑制対策(貯留・浸透)の指導を行っており、それにより貯留槽(調整池)等を設置している。 <p>(総合治水条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県では、雨水の流出量が増加する一定規模(1ha)以上の開発行為を行う開発者等に対し、基準に適合する「重要調整池」の設置と設置後の適正な管理を義務化。 なお、平成25年4月1日以降、重要調整池の設置・適正管理義務に違反したものには、知事から命令を行い、従わないときは懲役又は罰金に処される。(武庫川流域総合治水推進計画) 県および市は、引き続き設置指導に努めるとともに、調整池指導の対象となる面積の引き下げ、調整池の恒久化など、流出抑制機能の更なる強化にむけて検討を進める。 <p>■学校・公園、ため池等での雨水貯留の取り組み(西宮市下水道ビジョン、2010.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在対象としている降雨に対する整備と並行して、都市機能が集積している地区から順次、校庭や公園においてオンサイト貯留施設を整備し、更なる浸水対策を実施する。(H23末時点で、市内公立小・中学校で40箇所のオンサイト貯留施設を整備済み。) 道路・公園・学校などの公共施設に透水性舗装・雨水浸透柵・浸透トレンチ等の浸透施設を設置を展開する。(武庫川流域総合治水推進計画) 県および市は、自らが管理する学校、公園等の公共施設およびため池等を利用した貯留施設の整備に努めるとともに、当該貯留施設の整備者と施設管理者が管理協定を締結する等により適正な管理に努め、将来に渡る維持管理に努める。 これらの施設は住民等が利用していることから、流域市等と連携して、雨水貯留の必要性や安全性の確保も含めた利用上の影響について、住民の理解と協力を得て流域対策を推進する。(武庫川水系河川整備計画) 地域住民(ため池施設の所有者)は、以下の取り組みを行う。(総合治水条例) <ul style="list-style-type: none"> ため池の堤を高くすること等により、これらの施設の雨水貯留浸透機能を高める。 これらの施設の雨水貯留浸透機能を維持する。 <table border="1" data-bbox="1507 842 2199 900"> <thead> <tr> <th>市域</th> <th>目標貯留量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西宮市域(全域)</td> <td>約2万m³(※但し、武庫川流域)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■水田への雨水貯留(武庫川流域総合治水推進計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、雨水の河川への流出を抑制する治水機能はじめ水田の持つ多面的機能の維持、向上が図られるよう、関係機関、農業者との連携のもと水田の保全に努める。 水田貯留は、農業者が共同して集落単位で取り組みに参加することが効果的であるため、県は、集落毎に水田貯留について説明や農業被害に対する対応などについての意見交換等を踏まえ、課題解決に向けた取り組み等の検討を行い、理解と協力を得た上で水田貯留に取り組む。 地域住民(遊水機能を有する農地等の土地の保有者)は、河川の流水及び雨水を一時的に貯留する機能(遊水機能)の維持に努める。(総合治水条例) 地域住民(水田等、雨水貯留浸透機能を有する施設の所有者)は、以下の取り組みを行う。(総合治水条例) <ul style="list-style-type: none"> 水田に堰板を設置すること等により、雨水貯留浸透機能を高める。 水田の雨水貯留浸透機能を維持する。 <p>■その他の雨水貯留・浸透の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 西宮市では、雨水貯留タンクや雨水浸透柵の設置に助成する制度を設けて雨水の流出抑制効果の向上と雨水の有効利用を促進している(助成開始年度 H23、助成基数 51 (H23 末))(下水道の整備について、H24.4)。今後も補助制度を継続的に実施し、整備の促進を図る。(武庫川流域総合治水推進計画) 県および市は、このような雨水貯留・浸透施設整備の多様な取組が地域全体で広がるよう、その他公共施設での雨水貯留・浸透施設の設置等についても、取り組んでいく。 浸水履歴のある地区等において大きな効果が期待できる箇所から優先的に推進し、さらに拡大できるよう地域と連携する。 地域住民(住宅、店舗その他の小規模な建物等の所有者)は、以下の取り組みを行う。(総合治水条例) <ul style="list-style-type: none"> 雨水の簡易な貯水槽を設置すること等で雨水貯留浸透機能を備える。 これらの建物等の雨水貯留浸透機能を維持する。 <p>■排水ポンプの運転調整(武庫川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 出水時における排水ポンプ場の合理的な運転調整方法については、ポンプ停止による内水氾濫に対する避難等の減災対策も含めて、地元市や下水道管理者等と協議・検討する。 <p>■森林の保全等(武庫川流域総合治水推進計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、森林が持つ水源かん養機能、土砂流出防止機能など公益的機能を維持、向上させるため、関係機関、森林所有者、地域住民等と連携し、人工林の間伐などにより健全な森林を育成するための森づくりを進める。 県は、急傾斜地にある間伐対象人工林の表土侵食の防止対策や高齢人工林の一部を広葉樹林へ誘導することなどにより、水道保全機能の高い災害に強い森づくりを推進していく。 県は、保安林・林地開発許可制度の適切な運用により、無秩序な伐採・開発行為の規制等を通じて森林の適正な保全に努める。 県は、森林において豪雨時に発生する土砂崩壊や流木の流出による河川埋塞や橋梁部の閉塞による洪水被害を防止するため、引き続き砂防・治山事業等による流木・土砂災害防止対策を進めていく。 県は、H16台風災害を踏まえ、森林の防災機能の強化を進めるべく導入した「県民緑税」を活用し、「災害に強い森づくり」が西宮市で実施されており、更なる展開を図る。 県は、「新ひょうごの森づくり(森林管理100%作戦、里山林の再生、森林ボランティア育成1万人作戦)」として、「森林整備への公的関与の充実」・「県民総参加の森づくりの推進」を基本方針に、保全のみではなく森の回復と再生を目指し、平成14年度から10ヵ年計画で「新ひょうごの森づくり」を進めた。現在では、平成24年度を初年度とする第2期計画(10ヵ年計画)を推進しており、引き続き森の回復と再生を目指す。 県は、六甲山麓地域を土砂災害から守るとともに、都市のスプロール化から六甲山系の緑を守り、山麓を恒久的な緑の防災ベルト(緑の防波堤)として保全整備する「六甲山系グリーンベルト整備事業」を西宮市で実施しており、さらなる展開を図る。 地域住民(森林の所有者等)は、森林の有する雨水の浸透及び滞留の機能並びに県土の保全機能を確保するため、森林の整備及び保全に努める。(総合治水条例) 	市域	目標貯留量	西宮市域(全域)	約2万m ³ (※但し、武庫川流域)
市域	目標貯留量							
西宮市域(全域)	約2万m ³ (※但し、武庫川流域)							

(案)

	対象行政	対象河川	減災対策
下流域ブロック1	西宮市(南部)	東武庫川、新川、洗戎川、堀切川、夙川	<p>■水害リスクに対する認識の向上（知る） (武庫川流域総合治水推進計画) ●水害リスクを知る機会の提供 ・県および市は、ハザードマップ等を活用しながら、わがまちを歩く体験型講座を開催するなど、住民が水害リスクを知る機会を数多く提供するよう努める。</p> <p>●水害リスクを知るツールの整備 ・県および市は、外水による堤防の決壊や溢水を対象としたハザードマップに加えて、内水被害の考慮や、水害リスク評価に関する全国の事例を参考にし、住民が水害リスクを正確に理解でき、わかりやすいハザードマップに改良、強化を図ることを検討する。 ・県はCGハザードマップで整備してきた映像等を今後も継続して公開していくが、市はこれらの映像等の活用方法について検討する。また、県は内容について適宜見直しを行い、市はより住民理解を高める他の方法を検討する。</p> <p>・西宮市では、CGハザードマップを市ホームページに公開している。さらに、市政ニュースや地域FMを活用した防災情報の定期的な配信を行なっている。今後も継続的に実施し、住民の水害リスクに対する認識の向上、啓発に努める。 ・市はハザードマップの更新時等、住民目線の現地情報を盛り込み、内容的確実性・分かりやすさを向上させ、住民理解度の向上に資する。 ・県は市における地域防災計画の見直しやハザードマップの作成が円滑に行われるよう、財政的・技術的な支援を行う。(基本方針治水資料)</p> <p>・地域住民は、県及び市が提供する浸水による被害及び避難に関する情報を把握するよう努め、その周知に協力する。(総合治水条例)</p> <p>●防災の担い手となる人材の育成 ・県および市は、行政、住民、NPO等、様々な主体の防災の担い手を育成するため、防災研修を実施する。 ・県および市は、住民が災害時に取るべき行動を身につけ、かつ、平常時から災害に備えることができるよう、ひょうご防災リーダー講座等の研修や防災に関する出前講座を実施し、人材の育成に努める。特に、武庫川に関心が高い人材を発掘し、減災に関する地域活動に主体的に関わることができる防災の担い手の育成を図る。 ・西宮市では、地域防災に関する講習会等を定期的に実施していたが、東日本大震災の発生を受け、地域防災リーダー育成に向け平成24年度よりカリキュラムを作成し、地域防災リーダーの育成に努める。 ・行政の担当職員も水害リスクを十分認識し、より専門的な知識を身につけるよう研修の充実に努める。 ・西宮市では、年2回、学識経験者による防災講演会を実施しているほか、平成23年度には、市民等からの要望に基づく出前講座(まちかどレク西宮)および、学校教職員等を対象とした防災教育を計80回(延べ参加人数4,619人)実施している。これらの取組を今後も継続的に実施する。 ・西宮市では、平成22年度以降、全市職員を対象に防災意識啓発への取組を呼びかけ、市民の防災意識向上に努めている。 ・県および市は、地域毎に災害に備えた勉強会を実施し、発災時に備える。 ・地域住民は、以下の取組を行う。(総合治水条例) ・浸水による被害の軽減を図るためには、県民一人ひとりが浸水による被害を軽減する適切な対策を講ずることが重要であると認識する。 ・自ら浸水による被害及び、これに対する適切な対策について学習するよう努める。</p> <p>■情報提供体制の充実と水防体制の強化（守る） (武庫川流域総合治水推進計画) ●避難情報の伝達 ・県は市および住民の避難判断の助けとなるような防災情報の提供体制の充実に努める。 ・市は住民に避難勧告等に関する情報を迅速に提供するため、同報無線、移動無線の充実に図る。 ・西宮市では、平成20～22年度に市内143箇所に防災行政無線を設置した。今後も必要に応じて設置箇所の増加など、確実な情報提供体制の構築に努める。 ・西宮市では、平成23年度にMCA無線のデジタル化を進め、市役所本庁と消防署・支所との連絡体制の向上を図った。 ・県は、県管理道路のアンダーパス部冠水危険箇所において車両侵入水没事故を未然に防止するため、直前の路側やアンダーパス部に注意喚起看板屋推進表示板、道路冠水情報版等を設置するなど、現場情報に応じた対策を継続して実施する。(総合治水対策の取組事例) ・県では、東川、夙川等、河川内に親水施設を有し、急激に水位上昇が見込まれる河川に大雨洪水注意報、警報の発表と連動して作動する回転灯を設置し、河川利用者への注意喚起を図っている。(総合治水対策の取組事例) 今後も、水位上昇傾向や河川利用状況等を鑑み、必要に応じて回転灯の設置や更なる防災情報の提供体制の充実に努める。</p> <p>・地域住民は、以下の取組を行う。(総合治水条例) ・県及び市が提供する被害及び避難に関する情報を把握するよう努める。 ・他の地域住民に、把握した情報を提供するよう努める。 ・また、自ら及びそれぞれの安全を確保するよう努める。</p> <p>●河川情報の伝達 ・県は、洪水時の水位予測等を市へ配信し、水防活動や避難勧告等の発令の支援を図る。 ・県と神戸海洋気象台が共同して洪水予報を発表し、TV等のメディアを通じて早期警戒避難を支援している。(総合治水対策の取組事例) ・西宮市では地域防災計画において「災害時職員行動マニュアル」を策定し、避難勧告を発令するタイミング等を定めている。今後も、市職員へのマニュアル遵守の徹底および、実績洪水等を踏まえたマニュアルの精度向上を図る。 ・県では武庫川洪水時に水位局での3時間後の水位を予測し、これを市町や消防・警察へ配信することでの確実な避難勧告等の発令や水防活動を支援(フェニックス防災システム)している。今後も、継続して信頼性を高めていく必要のあるシステムであるため、実績洪水等を踏まえ、システムの精度向上に取り組む。(総合治水対策の取組事例) ・県は、地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信については、国と調整して効率的な導入を推進する。</p> <p>●水防体制の強化 ・県・市や防災関係機関で構成する「水防連絡会」を、県は毎年増水期前に実施するなど、連絡体制・重要水防箇所等の確認、土砂、土のう袋等の水防資機材の備蓄状況等(基本方針治水に関する資料)、水防に関する相互の情報共有や連携強化に務めている。 ・県は、大規模洪水時における職員の危機管理能力および地域防災力の向上を図ることを目的に、実践的な演習を行い、市は、県、防災関係機関と連携して防災訓練を実施し、防災体制の強化に務める。さらに、大規模災害を想定した演習を地域住民とともに開催し、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に備える。 ・西宮市では平成23.10に警察、消防、自衛隊等が参加した総合防災訓練を実施した。さらに今年度は、JRの神戸線以南の住民21万人を対象とした津波避難訓練を実施する予定である。 ・西宮市では自主防災組織未結成自治会等への結成推進に取り組んでおり、平成23年度には新たに2自主防災組織が発足した。今後も継続して自主防災組織未結成自治会等への結成推進を実施する。 ・西宮市では、地域住民の要望に応じて各戸に10袋を限度とし、土のう袋の無料配布を行っている。今後も継続実施し、水防活動への支援に努める。 ・地域住民は、市が県や防災関係機関等と連携して実施する防災訓練に参加するよう努める。(総合治水条例)</p> <p>■的確な避難のための啓発（逃げる） (武庫川流域総合治水推進計画) ●自助の取組の推進 ・県および市は、作成したハザードマップ等のより一層の利活用を図り、住民が被害に合わないために必要な知識の啓発に努める。なお、避難中の被災を避けるため、上層階へ避難することなども選択肢として提示する。 ・西宮市では南部の5地区において住民が主体となって「手づくりハザードマップ」が作成されている(総合治水対策の取組事例)。今後は、他地域へ拡大するとともに、作成したマップを避難訓練等に使用するなどの活用方策についても検討していく。 ・県は、携帯電話のメール機能、ホームページ機能を利用して、住民に直接、気象情報や避難情報等を届ける「ひょうご防災ネット」への加入など、各種防災情報の入手方法の啓発に努める。 ・西宮市では、情報伝達手段の1つである「にしのみや防災ネット」への登録を様々な機械を利用してPRしており、今後も継続的に実施する。なお、既存エリアメールの更なる活用策として、より詳細な地域分割で災害情報の提供を行うなど、避難情報の伝達体制の構築に努めている。 ・地域住民は、以下の取組を行う。(総合治水条例) ・県及び市が提供する被害及び避難に関する情報を把握するよう努める。 ・他の地域住民に、把握した情報を提供するよう努める。 ・また、自ら及びそれぞれの安全を確保するよう努める。</p> <p>●共助の取組の推進 ・市は作成したハザードマップ等を活用し、水害発生時に災害時要援護者が円滑に避難できるよう、地区内で住民同士が助けあう取組の推進に努める。 ・地域住民は、以下の取組を行う。(総合治水条例) ・地域住民同士が相互に連携して総合治水に資する自主的な活動を行うよう努める。 ・その活動を行う団体を組織し相互に連携させる等の方法により、協働による総合治水に取り組むよう努める。</p> <p>●公助の取組の推進 ・県は住民の避難判断の助けとなるような防災情報の提供体制の充実に努める。 ・市は隣接市間で避難情報を共有するとともに、水害時に隣接市の避難所を相互活用することについて検討を進める。 ・西宮市では平成24年度に災害時に避難所などで使えるダンボール製のベッドを供給する協定を段ボールメーカーと締結した。今後も、市内民間事業者等との協定締結に努め、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に努める。 ・西宮市では福祉避難所の設置運営に関する協定を締結するため、地元の特別養護老人ホームと現在協議を行っている。今後も、市内民間事業者等との協定締結に努め、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に努める。 ・西宮市では、学校、公民館等の公共施設を指定避難所としている。また、避難所入り口には、看板を設置し対応する災害を明示(地盤高が低く浸水が想定される避難所については、洪水時使用不可と明示など)し、的確な避難に資する方策を来年度以降実施する予定である。 ・西宮市では、民間所有ビルとの津波避難ビル利用協定の締結にあたり、洪水時にも利用可能となるように協定事項を追加している。これにより、現在23万人の一時避難が可能となっている。 ・市は避難経路等を屋外に表示し、住民や外来者に周知することについても、その有効性や実現可能性を見極めた上で具体化を検討する。(想定される浸水深さや至近の避難所を表示する「まるごとまちごとハザードマップ」の導入・活用) ・西宮市では、地域の水害リスクに対する認識の向上・啓発のため、地域の地盤高を表示する掲示板を今年度より設置する予定である。</p> <p>■水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え（備える） (武庫川流域総合治水推進計画) ●水害に備えるまちづくりへの誘導 ・水害リスクの高い地域において、減災のための土地利用や上層階避難が可能でかつ堅牢な建物への誘導を図るなど、水害に備えたまちづくりの実現に向け、県・市の関係部局で検討する。</p> <p>●重要施設の浸水対策 ・県および市は、浸水による建築物の被害を未然に防止し、水害に備えたまちづくりへの誘導を図るため、小学校、中学校など避難所や病院など公共施設等において、電気設備等を浸水想定水位より上に設置したり、地下室を浸水が生じない構造にするなど、重要施設の浸水対策について検討する。</p> <p>●水害に対する保険制度の加入促進 ・県および市は、水害からの早期復旧を図るため「フェニックス共済(兵庫県住宅再建共済制度)」等の保険制度への加入促進に努める。 ・地域住民は、浸水による被害を受けた場合に早期に自立した生活を再建するため、県が実施する共済制度等への加入や損害保険契約等の締結等を通じ、生活基盤の回復に備えるよう努める。(総合治水条例)</p> <p>■津波防災対策(ソフト対策)(H24.8.29資料) ●津波避難対策の推進 ・県は、津波避難市町マニュアルの策定・改定や、津波一時避難ビルの指定、避難訓練、ハザードマップの作成等の避難対策を促進する。 (「国の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」の検討結果に対する兵庫県の対応」H24.4.2) ・関西広域連合では、昨年度「関西防災・減災プラン」を策定した。これに基づき、鉄道高架駅舎・高速道路、高層建築物等を活用した津波避難対策等について、構成府県と連携して着実に実施する。</p> <p>●東南海・南海地震対策推進協議会の開催 ・県は、県民局単位に設置している当南海・南海地震対策推進協議会において、市町、国の関係機関、警察、消防の参画のもと、それぞれの地域特性に応じた避難対策などの津波対策を的確に推進する。</p> <p>●地域防災計画の修正 ・県は、県の津波シミュレーションの結果のほか、今後取りまとめられる国の被害想定結果、対策内容等を踏まえ、本県の地域防災計画を修正する。</p>

凡例
黒字：兵庫県既計画（整備計画、推進計画）
赤字：市計画
青字：兵庫県計画（整備計画、推進計画以外）
紫字：県・市が今後共同で取り組む計画

	対象行政	対象河川	環境の保全と創造への配慮																	
下流域ブロック1	西宮市(南部)	武庫川	<p>■動植物の生活環境の保全・再生（武庫川水系河川整備計画）</p> <p>●河川環境の保全と再生への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備に当っては、環境影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じて豊かな自然環境の保全・再生を図るために、河川整備実施箇所における環境2原則への影響を評価し、保全・再生目標を設定の上対策を実施する。 <table border="1" data-bbox="379 302 1584 407"> <tr> <td data-bbox="379 302 587 359">武庫川下流部の目標 (河口～JR橋)</td> <td data-bbox="587 302 676 359">対策1</td> <td data-bbox="676 302 931 359">魚類等の移動の連続性確保</td> <td data-bbox="931 302 1584 359">潮止堰撤去で汽水・回遊種の生息環境を改善し、アユやウキゴリ等の回遊魚の遡上を促進するとともに、上流床止めの魚道を改良する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 359 587 407">汽水域の拡大と干潟の創出</td> <td data-bbox="587 359 676 407">対策2</td> <td data-bbox="676 359 931 407">干潟の創出</td> <td data-bbox="931 359 1584 407">水制工等を設置して干潟の創出に努める。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 「武庫川水系に生息・生育する生物およびその生活環境の持続に関する2つの原則」に則った事業の実施に向けて、留意事項等をまとめた手引きを作成するとともに、パンフレットを作成して関係機関や地域住民、事業者などに「2つの原則」を普及させる。 <p>●天然アユが遡上する川づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> アユを武庫川のシンボル・フィッシュとし、適切な役割分担のもとより望ましい川づくりに努めるとともに、生態系の保全・再生活動の円滑にするために行政手続きの迅速化や技術面でのサポート等を行う。 平成21年度から実施しているアユの分布、産卵場、仔アユの降下等の生息実態調査結果を踏まえ、関係者の役割分担のもと、魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上、産卵場および稚魚期の生息場所の確保等の必要な対策を検討し、実施可能なものから取り組んでいく。また、必要に応じてアユの生息実態の追加調査を行う。 <p>■良好な景観の保全・創出（武庫川水系河川整備計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> 武庫川らしい景観を保全・創出するため、地域固有の景観資源の保全、歴史・文化等の地域特性への配慮等、地域一体で努める。 下流部築堤区間のクロマツやアキニレ等の高木樹は良好な景観を形成しており、河川敷の一部が風致地区に指定されていることから、河川整備にあたっては樹木伐採を最小限にする工法を検討するなど、良好な景観の保全に努める。 河口部では潮止堰等の撤去により、汽水域が拡大され、干潟が創出されることから、これらを活かした魅力ある河川景観の創出を地域住民等との参画と協働のもとで進めていく。 河川も重要要素であるため、治水との整合を図りつつ「兵庫県公共施設景観指針」に基づいて整備に努める。 <p>■河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保（武庫川水系河川整備計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> 武庫川は、地域住民の身近な憩いの空間であり、今後も自然環境および治水計画との調和に留意し、多様な要請に応えられるよう努める。 関係機関と連携して河川利用の利便性を確保するとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努め、地域の環境学習を支援する。 河川水面にあたっては、流域市や関係機関などと連携して秩序ある利用に努める。 <p>■水質の向上（武庫川水系河川整備計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> 武庫川水系の下水道等生活排水対策施設の整備は概成しており、今後は下水処理施設の高度処理化や合流式下水道改善事業などにより放流水のさらなる水質改善に努めていく。 県では、阪神間の4市（尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市）の下水道整備を効率的に行い、都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資するため、武庫川下流域下水道事業を行っている。（兵庫県HP） <table border="1" data-bbox="379 1157 1576 1293"> <tr> <td data-bbox="379 1157 676 1184">処理面積</td> <td data-bbox="676 1157 1576 1184">尼崎市：2,081.8ha、西宮市：1,484.0ha、伊丹市：784.0ha、宝塚市：2,327.0ha 計：6,677.8ha</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1184 676 1211">下水管渠</td> <td data-bbox="676 1184 1576 1211">右岸第1幹線他 7 L= 33,830.0 m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1211 676 1268">処理場</td> <td data-bbox="676 1211 1576 1268">名称：武庫川下流浄化センター、位置：尼崎市平左衛門町、計画処理人口：629,100人 処理能力：374,900m³/日、処理方法：高度処理（ステップ流入式多段硝化脱窒法＋砂ろ過）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1268 676 1293">完成の時期</td> <td data-bbox="676 1268 1576 1293">昭和51年10月：一部供用開始、平成38年3月：全体計画目標年次</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な水質調査や底質調査を関係機関と連携して継続して実施し、水質状況を的確に把握する。 油等の河川への流出事故については、「武庫川水質連絡会議」等と連携して、情報の迅速な伝達と共有化を図る。 わかりやすい水質指標による調査の実施を、関係機関と連携して検討する。 河積に余裕がある箇所では、オギやヨシ等の水生植物の再生を地域住民とともに進め、自然浄化機能の向上に努める。 	武庫川下流部の目標 (河口～JR橋)	対策1	魚類等の移動の連続性確保	潮止堰撤去で汽水・回遊種の生息環境を改善し、アユやウキゴリ等の回遊魚の遡上を促進するとともに、上流床止めの魚道を改良する。	汽水域の拡大と干潟の創出	対策2	干潟の創出	水制工等を設置して干潟の創出に努める。	処理面積	尼崎市：2,081.8ha、西宮市：1,484.0ha、伊丹市：784.0ha、宝塚市：2,327.0ha 計：6,677.8ha	下水管渠	右岸第1幹線他 7 L= 33,830.0 m	処理場	名称：武庫川下流浄化センター、位置：尼崎市平左衛門町、計画処理人口：629,100人 処理能力：374,900m ³ /日、処理方法：高度処理（ステップ流入式多段硝化脱窒法＋砂ろ過）	完成の時期	昭和51年10月：一部供用開始、平成38年3月：全体計画目標年次	<p>■生物多様性への配慮（生物多様性配慮指針）</p> <p>以下の5点について配慮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 広域的視点から地域単位で生物多様性に配慮する 個別事業における行為が生物多様性に及ぼす影響に配慮する 事業の目的や内容そのものが生物多様性への配慮となる事業を進める 運営・維持管理の中で生物多様性に適した環境へと好転するよう配慮する 参画と協働により生物多様性に配慮した取り組みを進める <p>具体的に下記5項目の視点で対策を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 生態系の多様性への配慮 <ul style="list-style-type: none"> 生き物の生息・生育空間となる多様な自然とそのつながりの保全・創出 種の多様性への配慮 <ul style="list-style-type: none"> 野生生物の保護・保全 野生生物の生息・生育環境の保全・創出 野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制 遺伝子の多様性への配慮 <ul style="list-style-type: none"> 遺伝子攪乱要因の排除・抑制 野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制 外来生物への対策 <ul style="list-style-type: none"> 侵略的外来生物の排除・抑制 野生動物対策 <ul style="list-style-type: none"> 野生動物の排除・抑制
		武庫川下流部の目標 (河口～JR橋)	対策1	魚類等の移動の連続性確保	潮止堰撤去で汽水・回遊種の生息環境を改善し、アユやウキゴリ等の回遊魚の遡上を促進するとともに、上流床止めの魚道を改良する。															
汽水域の拡大と干潟の創出	対策2	干潟の創出	水制工等を設置して干潟の創出に努める。																	
処理面積	尼崎市：2,081.8ha、西宮市：1,484.0ha、伊丹市：784.0ha、宝塚市：2,327.0ha 計：6,677.8ha																			
下水管渠	右岸第1幹線他 7 L= 33,830.0 m																			
処理場	名称：武庫川下流浄化センター、位置：尼崎市平左衛門町、計画処理人口：629,100人 処理能力：374,900m ³ /日、処理方法：高度処理（ステップ流入式多段硝化脱窒法＋砂ろ過）																			
完成の時期	昭和51年10月：一部供用開始、平成38年3月：全体計画目標年次																			
		東川、新川、洗戎川、堀切川	<p>■人と自然が共生する川づくり（ひょうご・人と自然の川づくり事例集）</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県では、治水、利水機能の充実に努めるだけでなく、人と自然が共生する「さわやかな県土づくり」に努めていくため、「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念・基本方針を平成8年5月に策定している。 川づくりの軸には、治水・利水、生態系、親水、水文化・景観の4つを据えており、河川整備にあたってはこれを尊重する。 <p>4つの基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> 水辺の魅力と快適さを生かした川づくり 安全ですこやかな川づくり 流域の個性や水文化を一体となった川づくり 自然の豊かさを感じる川づくり <p>■河川の総合的な保全と利用（河川整備計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関しては、現在の河川水の利用状況を踏まえて震災などの緊急時には、河川水の利用が図られるように配慮する。 河川流域および関連する地域の水循環を考慮し、関係機関との連携のもと、広域的・総合的な取り組みにより、流水の正常な機能の維持・改善を図る。 河川の水質については、今後も関係機関と連携し、水質の改善に努める。 今後も動植物の生息環境等についてモニタリング調査を行い、河川環境の把握に努める。 河川の水質や環境の維持、改善等のため、河川の流況の把握に努める。 	<p>■生物多様性への配慮（生物多様性配慮指針）</p> <p>以下の5点について配慮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 広域的視点から地域単位で生物多様性に配慮する 個別事業における行為が生物多様性に及ぼす影響に配慮する 事業の目的や内容そのものが生物多様性への配慮となる事業を進める 運営・維持管理の中で生物多様性に適した環境へと好転するよう配慮する 参画と協働により生物多様性に配慮した取り組みを進める <p>具体的に下記5項目の視点で対策を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 生態系の多様性への配慮 <ul style="list-style-type: none"> 生き物の生息・生育空間となる多様な自然とそのつながりの保全・創出 種の多様性への配慮 <ul style="list-style-type: none"> 野生生物の保護・保全 野生生物の生息・生育環境の保全・創出 野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制 遺伝子の多様性への配慮 <ul style="list-style-type: none"> 遺伝子攪乱要因の排除・抑制 野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制 外来生物への対策 <ul style="list-style-type: none"> 侵略的外来生物の排除・抑制 野生動物対策 <ul style="list-style-type: none"> 野生動物の排除・抑制 																

凡例
 黒字：兵庫県既計画（整備計画、推進計画）
 赤字：市計画
 青字：兵庫県計画（整備計画、推進計画以外）
 紫字：県・市が今後共同で取り組む計画